This notice is to inform you of the start of repayments of the loan you took out.

〒００
札幌
北２条西７丁目１番地
かでる２．７　３階

号

令和４年 11 月●●日

道社協　太郎　　様
関係者番号:●●●●●

社会福祉法人北海道社会福祉協議会　会長
（公印略）

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金　償還開始のお知らせ

今回お知らせする貸付の第１回目の償還期限(入金期限)は**令和５年２月２５日**です

【口座振替

Please pay via direct transfer (automatic withdrawal) from a Hokkaido Bank, North Pacific (Hokuyou) Bank, or Japan Post Bank account.

・償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替（自動引落）となっています。
・**毎月２５日**(金融機関が休業日の場合翌営業日)に引落を行います。残高不足にならぬよう必ず前日までに確認ください。
・口座振替未届出（下記口座欄空白）の場合早急に**別添"預金口座振替依頼書"**を特例事務センターへ送付ください。
（※注意 1:届出頂いても印鑑相違や金融機関の登録で時間を要し、初回の振替に間に合わない場合がございます。）
・なお、口座振替未登録や残高不足などで振替できない場合には、後日郵送する払込取扱票でお支払いいただきます。

【今回償還が開始する貸付金の償還計画】　　【令和４年○月○○日時点のデータから作成】

	貸付１ 関係者番号：●●●●	貸付２ 関係者番号：●●●●	貸付３	貸付４
資金名称・資金コード	緊急小口資金　KA	総合支援資金（初回貸付）　SX		
貸付コード	1○○○○○	4○○○○○○		
貸付額	200,000 円	600,000 円		
償還済額	0 円	0 円		
償還残高	200,000 円	600,000 円		
償還期間	2 年 0 ヶ月	10 年 0 ヶ月		
（自）償還期間開始日	令和 5 年 1 月 26 日	令和 5 年 1 月 26 日		
(至) 最終償還期限日	令和 7 年 1 月 25 日	令和 15 年 1 月 25 日		
償還期日	毎月 25 日限り※参考：令和 5 年 1 月 26 日が償還期間開 初回の償還期限日は、令和 5 年 2 25 日（土）ですが、 金融機関が休業日のため、口座振替は 27 日（月）となります。			
償還金額（1 回目以降）	8,330 円	5,000 円		
償還金額（最終回）	8,410 円	5,000 円		
償還回数 ※月賦払い	24 回	120 回		
届出済み　金融機関	北洋　銀行	北洋　銀行		
		本店		
		普通預金		
		1234***		

The type of loan you took out and the corresponding loan number
(Please tell us this number when making an inquiry)

・Amount borrowed
・Amount already repaid
・Amount not yet repaid

1. repayment period
2. Repayment period start date
3. Repayment period end date
4. Monthly payment deadline (25th of each month)
*Example: If the start date is January 26, 2023, the first payment due date is Saturday, February 25. When the 25th is a Saturday, Sunday, or holiday, it will be changed to the next business day.

・Monthly repayment amount
・Amount to be repaid in the final month (adjusted for fractions)
・Total number of monthly payments

2. If you have had a change in address or name, please contact us at the following phone number
TEL: 0120-540-058
A form for address change etc. will be sent to you.

The repayments will be automatically withdrawn from this account
*If this section is blank, fill in the "Bank Account for Direct Withdrawal Form" and mail it the return envelope included with this notice. If this is not possible, we will send you a payment slip at a later date.

厳守事項など

1.期限まで　　金(元金及び利子)を納めること。
2.借受人に次の事項が生じている場合、直ちに届け出ること。
(1)住所を変更したとき
(2)改姓・改名したとき
(3)死亡、または行方不明になったとき
(4)その他北海道社会福祉協議会が定める事項
3.破産など債務整理手続開始の通知先は、「北海道社会福祉協議会　生活支援課」です。
4.次の１つにあてはまるときには、貸付金の全部又は　部を　括で返じていただくことがあります。
○借入金を他に流用し
を行ったとき
付の
5.償還期限までに貸
滞利子を徴収します。
6.上記の償還期日より
行します。（減額して

4. If you have applied for a loan fraudulently or intentionally fail to make a repayment without a valid reason, etc. you may be required to repay part or all of the loaned funds immediately.

5.Interest will be charged if the full amount is not paid by the final payment date listed above. The interest rate is 3%, and 5% for loans from before

6.For the monthly payment, no interest will be charged for late payments, but a reminder letter will be sent around 3 months after the final payment date.

【この通知に関するお問い合わせ先】
北海道社会福祉協議会　コロナ特例事務センター
☎電話：**0120-540-085**（フリーダイアル：平日９

生活福祉資金の償還（返済）について

○償還方法は、**「ゆうちょ銀行」「北洋銀行」「北海道銀行」いずれか**の口座振替です。

○「振替口座が**未届出**」の場合

別添“**預金口座振替依頼書**”

○「**一括で返済**したい」場合

払込取扱票を発行しますので、

Call us if you want to repay the full amount at once and we will send you a payment handling slip. TEL: 0120-540-085

・Households that are exempt from municipal tax (households with low income and no need to pay municipal tax) may be exempted from repayment. (Information on application for exemption for FY2022 was sent in May 2022)
・For details on exemption, please see the attached Ministry of Health, Labor and Welfare leaflet (available in English).

償還免除申請はお忘れなく！

○今回償還開始する貸付の免除申請

＜償還免除となる要件＞

・令和３年度又は４年度に借受人と世帯主が住民税非課税

・生活保護受給　・身体障害者手帳（１級又は２級）

・精神保健福祉手帳（１級のみ）など

○償還開始後でも新たに免除要件に該当した場合、全部または一部の償還を免除できる場合があります。

○詳しくは別添のチラシをご覧ください。

○申請様式がない場合、ホームページ　北海道社会福祉協議会　から　ダウンロード、またはコロナ特例

返済免除のポイント

■ 返済免除は、資金の種類ごとに一括して行います。（表１のとおり）
③緊急小口資金、③総合支援資金の初回貸付分、③総合支援資金の延長貸付分、
④総合支援資金の再貸付です。（それぞれ、判定の年度が異なります。）

■ 借受人と世帯主が住民税非課税（均等割・所得割いずれも）であれば、返済免除の対象とします。（※免除決定時点で返済している金額は免除対象外）。

■ 免除要件等は、資金種類ごとに異なります。（下記参照）

■ 上記以外にも、対象年度以降に借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は該当が一括免除となるほか、生活保護受給中の方、精神保健福祉手帳（１級）または身体障害者手帳（１級または２級）の交付を受けた方（表２）、死亡や失踪宣告、自己破産など、
返済中でも返済困難な状況があれば、全部または一部の返済を免除できる場合があります。

■ **返済免除には、免除申請や手続が必要です**（※自動的には免除されません）

■ **住所や氏名を変更した場合**、北海道社会福祉協議会コロナ特例事務センターまで連絡してください。

各資金別の一括免除（住民税非課税）判定年度　（表１）

資金種類	免除要件	申請時期
・緊急小口資金 ※令和４年３月までの申請	令和３年度又は令和４年度が住民税非課税	令和４年度 ※該当するが未申請の場合、早急に申請してください。
・総合支援資金（初回貸付分） ※令和４年３月までの申請	令和３年度又は令和４年度が住民税非課税	令和４年度 ※該当するが未申請の場合、早急に申請してください。
・総合支援資金（延長貸付分） ・緊急小口資金、総合支援資金（初回貸付分）のうち、令和４年４月以降の申請	令和５年度が住民税非課税	令和５年度（６月までに該当する方へご案内を送付する予定です）
・総合支援資金（再貸付）	令和６年度が住民税非課税	令和６年度（６月までに該当する方へご案内を送付する予定です）

生活保護受給中、障害者手帳の交付を受けた方に対する免除　（表２）

免除の種類（要件）	資金種類	申請時期
・生活保護受給中の方 ・精神保健福祉手帳（１級） ・身体障害者手帳（１級又は２級）	返済が始まった資金	令和4年度中に返済開始となる貸付は、事前の免除申請を受付ます。 （ただし、免除の決定は、返済開始後となります）

・If repayments are very difficult, it is possible to suspend (postpone) payments for a certain period of time.
*The application method is currently being reviewed. Once decided, it will be posted on the website: dosyakyo.or.jp

償還が困難な場合（猶予（停止）等）には…

○地震や火災等での被災　○病気療養中　○失業又は離職　○その他道社協が認める場合（低収入、収入の減少、ＤＶ被害、多重債務、公共料金滞納など）など著しく償還が困難と認められるとき一定期間の償還猶予（停止）等が可能です。

○希望する場合には、ホームページ　北海道社会福祉協議会　をご覧になるか、コロナ特例事務センターにお問い合わせください。(※現在、猶予などの具体的手続きについては、調整中です※)

生活にお困りの場合の相談先

Consultation desks if you are having trouble in your daily life
*For details, see the included multilingual leaflet from the MHLW

市（区）町村社会福祉協議会

一人で悩まず、まずは相談してみませんか

○道内全ての市（区）町村にある社会福祉協議会は、福祉に関する生活の困りごとを相談できる身近な窓口です。

○償還が困難な原因には、様々な生活課題が絡みあっている場合がありますが、生活状況等の把握などを行い、償還猶予措置の紹介や適切な制度・機関へのつなぎを行うなどの相談・支援を行います。

生活困窮者自立相談支援機関

お金、仕事、住宅などで生活にお困りの場合には・・・

○お住まいの市町村ごとに相談窓口（市ごと、町村にお住まいの方は振興局ごと）があります。

○日々の生活、仕事（就労支援）、家計（家計に対するアドバイスや債務整理のご案内）のことなど、専門の相談員がお話を聞かせていただきながら支援します。